

は じ め に

平成18年度(2006年度)からの15年間を見据えた、新たな時代のまちづくりの指針となる吹田市第3次総合計画の実現のためには、社会の変化や市民ニーズを的確に見通し、計画的に取り組んでいく必要があります。このため、第3次総合計画の施策の大綱に沿って、本市が平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5か年に取り組む事業の概要を示す実施計画を策定しました。

本実施計画の策定にあたりましては、市民と行政の役割分担がどのようにあるべきかという観点に立って、それぞれの役割を担う「協働と協育そして協創」を市政運営にあたっての基本理念とし、最適な担い手を検証する事業仕分け評価や、目的・対象の妥当性、事業成果、優先性等について点検・評価し、改善につなげる行政評価を行ったうえで、事業の選択に努めました。

今日の急激な経済状況の悪化により、本市は大変厳しい財政状況にありますが、この事業計画の推進に際しましては、あらゆる工夫をこらして財源の確保に努めるとともに、むだを省き、効果的な行財政執行により、新しい時代の諸課題に積極的に取り組み、施策を推進してまいります。

今後とも、本市の将来像であります「人が輝き、感動あふれる美しい^{まち}都市 すいた」の実現のために、市民参画・協働の仕組みを整え、今まで以上に市民と共にまちづくりに取り組み、地域での総合的できめ細かな施策の展開を図っていきたくと存じますので、市議会の御支援をはじめ、市民の皆様のご理解と御協力をいただきますよう心からお願い申し上げます。

平成22年(2010年)3月

吹田市長 **阪 口 善 雄**

目 次

都市宣言	5
第1部 実施計画の概要	
1 計画策定の趣旨	11
2 計画の期間及び策定方法	11
3 計画の構成	11
4 掲載に伴う基本的事項	11
5 財政収支見通し	12
6 計画事業費	13
第2部 事業計画	
第1章 すべての人がいきいき輝くまちづくり	17
第1節 非核、平和のまちづくり	
第2節 人権を尊重するまちづくり	
第3節 男女共同参画のまちづくり	
第2章 市民自治が育む自立のまちづくり	23
第1節 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり	
第2節 情報の共有化を進めるまちづくり	
第3節 市民参画によるまちづくり	
第3章 健康で安心して暮らせるまちづくり	31
第1節 すべての子どもが健やかに育つまちづくり	
第2節 高齢者の暮らしを支えるまちづくり	
第3節 障がい者の暮らしを支えるまちづくり	
第4節 地域での暮らしを支えるまちづくり	
第5節 生活を支える社会保障の充実	
第6節 健康な暮らしを支えるまちづくり	
第4章 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり	65
第1節 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり	
第2節 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり	
第3節 スポーツに親しめるまちづくり	
第4節 多彩な文化が交流するまちづくり	
第5節 国際感覚豊かなまちづくり	
第5章 環境を守り育てるまちづくり	89
第1節 環境負荷の少ない住みよいまちづくり	
第2節 自然と共生するまちづくり	
第3節 循環を基調とするまちづくり	
第6章 安全で魅力的なまちづくり	101
第1節 安全なまちづくり	
第2節 暮らしや都市活動を支える基盤づくり	
第3節 良好な住宅・住環境づくり	
第4節 景観に配慮したまちづくり	

第7章 活力あふれにぎわいのあるまちづくり	121
第1節 地域の特性を生かした産業の振興	
第2節 就労を支援する環境づくり	
第3節 消費生活を支える環境づくり	
基本計画推進のために	133
その他	139

■ 都 市 宣 言

非核平和都市宣言

真の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかるに、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。

わが国は、世界最初の核被爆国として、また、平和憲法の精神からも再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

吹田市は、日本国憲法にうたわれている平和の理念を基調に、市民の健康で文化的な生活の向上をめざし“すこやかで心ふれあう文化のまち”づくりをすすめており、平和なくしては、その実現はありえない。

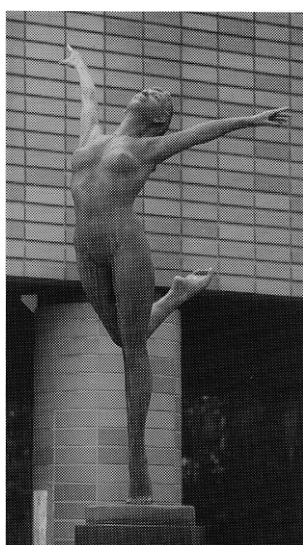
よって、吹田市は、平和を希求する市民の総意のもとに、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願うとともに、核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを宣言する。

昭和58年(1983年)8月1日



非核平和都市宣言モニュメント

吹 田 市



健康づくり啓発ブロンズ像

健康づくり都市宣言

健康は、心ゆたかで活力に満ち充実した生活を営むための最も重要な基礎をなす市民共通の強いねがいであり、本市がめざす「すこやかで心ふれあう文化のまち」づくりの基本理念でもある。

本市は、この理念達成のため、市民の理解と参加を得て、健康づくり都市の実現に向けてとりくむことをここに宣言する。

昭和58年(1983年)10月11日

吹 田 市

安心安全の都市づくり宣言

私たちのまちは、人々が互いに助け合い、思いやりながら共に生き、将来を担う子どもたちが、すこやかに育つことのできる安心安全なまちでなければなりません。

安心してくらすことのできる安全なまち、いつまでも誇りをもって住み続けたいと思えるまちは市民みんなの願いです。

こうした想いをもとに、吹田市は、市民一人ひとりのつながりの輪を広げ、市の将来像である“人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた”を目指し、市民、企業、行政が力を合わせて「安心安全の都市づくり」に取り組むことをここに宣言します。

平成20年(2008年)3月14日

吹 田 市



「安心安全の都市づくり宣言」シンボルマーク



「安心安全の都市づくり宣言」モニュメント

■ 第一部 実施計画の概要

1. 計画策定の趣旨

この実施計画は、本市のまちづくりの指針である吹田市第3次総合計画の実現をめざすため、今後5か年に実施する事業をとりまとめたものです。

2. 計画の期間及び策定方法

この実施計画の期間は、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5か年です。実施計画は、社会経済の情勢の変化や新たな課題に対応するため、毎年度見直しを行い、次年度は、ローリング方式によって平成23年度（2011年度）からの実施計画を策定します。

3. 計画の構成

実施計画の構成は、第3次総合計画で示す施策の大綱に沿って各章を構成し、それぞれの施策の体系に従って、建設事業関係及び制度等の施策関係に区分し記載しました。

4. 掲載に伴う基本的事項

- (1) 市が実施主体となっていく事業を中心に掲載しましたが、国・府等の事業についても、市民生活に関連が深い主要な事業については一部掲載しました。
- (2) 事業内容欄及び摘要欄の【重点プログラム46の○】及び【まちづくり推進ポリシー136の○】は、市の政策課題に位置付けられている「重点プログラム46」及び「まちづくり推進ポリシー136」の番号を記載しています。
- (3) 建設事業関係については、施設の維持補修費的なものや車両などの大型備品購入費等を除き、原則として全事業を掲載しました。
- (4) 制度等の施策関係は、新規の事業、施策内容を拡充する事業及び継続事業について、各施策の取組状況を示すために、主要なもの、特徴的なものを掲載しました。
- (5) 事業名欄及び摘要欄等での（仮称）表示は省略しました。
- (6) 年度別事業費の年度（西暦）欄の22（10）…26（14）は、平成22年度（2010年度）…平成26年度（2014年度）を略して記載しました。
- (7) 平成23年度（2011年度）以降の事業費は参考値であり、確定したものではありません。
- (8) 部門別建設事業費は、施策区分別に第二部の事業計画の建設事業関係の事業費を集計しました。
- (9) 5か年の収支見通しは、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）の

普通会計の推計見込みとしました。

(10) 事業名称を変更した事業及び終了・廃止した事業などについても末尾に掲載しました。

5. 財政収支見通し

本市の財政状況は、扶助費をはじめとする消費的経費が増加する中で、国の地方分権改革により十分な財源や税源の移譲が行われないうまま権限・責任が拡大しており、不足する財源を財政調整基金の取崩しと赤字地方債の発行で補てんせざるをえない収支構造が続いています。

また、歳入の根幹である市税収入は、平成20年（2008年）秋のサブプライム・ローン問題に端を発する世界的な経済・金融危機の影響による景気の急速な悪化に伴い、大幅な減収となるなど、深刻な状況に陥ることが見込まれています。

実施計画の推進にあたっては、平成12年度（2000年度）から10年間を計画期間として、財政健全化計画（案）を策定し、議会や市民の理解を得ながら取り組んできましたが、こうした非常に厳しい財政状況の中、新たに平成22年度（2010年度）を開始年度とする（仮称）第2期財政健全化計画（案）を策定し、持続可能な市民福祉の実現を図るため、限られた財源を有効に活用し、政策の重要性に応じた財源配分を適切に行うなど、選択と集中に努め、さらなる改革に取り組んでいきます。

この実施計画の部門別建設事業の概況と事業費については13ページに、5か年の収支見通しは14ページに示しています。

今後とも、基礎的財政収支の改善に努め、市債残高のさらなる削減を図り、普通建設事業費に充当する一般財源をできるかぎり抑制するなど、自己決定、自己責任の考え方のもとで自己経営を貫くための、健全な財政基盤の確立が何よりも急務であり、未来世代に負担を先送りしない自主・自律の財政運営を図っていきます。

6. 計画事業費

I. 部門別建設事業費

この表は、第二部の事業計画の建設事業関係を施策区分別に集計したもので、「国・府支出金」及び「地方債」などは、原則として現行制度によって算出しています。

なお、建設事業関係には、一般会計、下水道特別会計及び水道事業会計の各建設事業を掲載しました。

(単位：百万円)

施策区分	事業費 平成22～26年度 (2010～2014年度)	財 源 内 訳			
		国・府支出金	地 方 債	その他財源	一般財源
1. すべての人がいいき輝くまちづくり	—				
2. 市民自治が育む自立のまちづくり	228	13	0	0	215
3. 健康で安心して暮らせるまちづくり	723	28	0	0	695
4. 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり	20,506	4,300	9,150	549	6,507
5. 環境を守り育てるまちづくり	2,399	599	55	1,654	91
6. 安全で魅力的なまちづくり	65,631	15,152	25,352	9,361	15,766
7. 活力あふれにぎわいのあるまちづくり	—				
基本計画推進のために	17	0	0	0	17
合 計	89,504	20,092	34,557	11,564	23,291

Ⅱ. 5か年の収支見通し(普通会計)

(単位：百万円)

区 分		平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
市	税	60,344	60,256	59,468	59,881	60,247
	地方譲与税等	5,269	5,277	5,437	5,446	5,446
その他 の収入	経常経費充当分	27,442	27,168	26,967	27,430	27,497
	建設事業費充当分(①)	8,567	9,120	9,621	10,121	11,222
歳入合計 (A)		101,622	101,821	101,493	102,878	104,412
義務的経費		60,944	60,839	60,451	60,324	59,873
建設事業費(②)		11,337	11,464	12,026	12,786	15,849
その他経費		35,180	35,562	35,302	39,599	45,129
歳出合計 (B)		107,461	107,865	107,779	112,709	120,851
収支差引 (A) - (B)		-5,839	-6,044	-6,286	-9,831	-16,439
財源 措置	臨時財政対策債	4,000	0	0	0	0
	財政調整基金繰入金	1,839	6,044	2,018	0	0
実質収支		0	0	-4,268	-9,831	-16,439
単年度収支		0	0	-4,268	-5,563	-6,608
建設事業充当一般財源額 (②) - (①)		2,770	2,344	2,405	2,665	4,627
財政調整基金年度末現在高		8,059	2,018	0	0	0

今後の収支見通しでは、財政調整基金を全額取り崩しても、平成26年度(2014年度)には実質収支において164億3千9百万円の大きな赤字見込みとなっています。このため、(仮称)第2期財政健全化計画(案)を策定し、財源不足の解消に向けた取組を推進していきます。

■ 第二部 事業計画